

地域D X推進業務委託 仕様書

1 委託業務名

地域D X推進業務委託

2 業務目的

中小企業においては、資金や人的資源が限られている中、グローバル化の進展、製品ライフサイクルの短縮化、多品種少量生産への移行など、急速に変化する市場規模に直面している。

この課題の解決策として、生産活動を最適化するため、品質管理や進捗管理、在庫管理等をデジタルツールの導入により、業務プロセスの効率化を図り、生産性を高め、より多くのビジネス機会を追求できるようになることを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

実施者は、品質管理、進捗管理、在庫管理、工程管理などの情報を管理できる生産管理システムを提供し、企業の生産効率を向上させるための下記（１）～（６）に掲げる業務を実施するものとする。

（１）生産管理システムの導入

企業の課題に応じたシステムを提供し、業務プロセスの効率化を図った上で、事業効果の測定を行うこと。また、事業効果の測定結果に適したシステム構築・導入のサポートを行うこと。

（２）企業の選定業務

生産管理システムを導入希望の企業を、セミナー開催等により、課題や企業の将来像をヒアリングした上で、適切に選定を行い導入する企業5社～8社程度を決定すること。

（３）広告宣伝に係る業務

生産管理システムを導入するにあたり、企業等に対して効果的・効率的な広告宣伝を行うこと。

（４）問合せ対応業務

企業からの問い合わせに対応すること。

（５）分析、報告に係る業務

企業の業種や課題等を調査・分析・効果検証のうえ、更なる生産管理システムの効果的な施策についての提案を含む、事業報告を行うこと。

（６）付帯業務

上記（１）～（５）に記載の業務に付帯関連する一切の業務も併せて行うものとする

こと。

5 関係法令等の遵守

受託者は、業務委託の実施にあたり、本仕様書及び関係法規を遵守するものとする。

6 業務計画書

受託者は、業務開始前に、市と業務手順、方法、日程等十分に協議の上、業務内容の各項目についての業務計画をたて、業務計画書（任意）を提出すること。なお、業務計画に変更の必要が生じ、かつ、その変更内容が適切と判断される場合は、変更した業務計画を市に提出し、承認を得るものとする。

7 業務報告（定期・随時）

受託者は業務計画に従って業務を実施し、その業務の進捗状況について、定期的（原則2ヵ月毎）に市へ報告すること。また、市は必要に応じて随時に報告を求めることがあるので協力すること。

8 業務完了後の実績報告・業務報告

業務完了後、直ちに業務完了届（指定様式）を提出し、業務目的・内容に沿った業務実施による定性的・定量的成果を記載した業務報告書（任意）を市に納入すること。また、本業務を通じて作成したその他の成果物等がある場合は、すべて市に納品すること。

9 委託対象経費

対象経費は、本業務の実施にあたり発生する付帯作業に係る費用を含むすべての経費（人件費、物件費、一般管理費等）とする。ただし、他の補助金、委託費等により既に支弁されている経費や当該業務との関連が認められない経費は対象外とする。

10 委託料の支払い

- （1）委託料の支払いについては、原則、精算払いとする。ただし、市と受託者の協議が整ったときは、概算払いを行うことができるものとする。
- （2）受託者は、本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること（区分し難い経費がある場合は、按分等により本業務に係る経費を算出すること）。
- （3）業務終了後、市に対して収入額及び支出額を記載した収支精算書を提出し、その精算に関する支払いを証明する証憑書類につき、市の確認検査を受けること。
- （4）委託対象経費のうち、不用額が生じた場合は、頭書記載の委託料に関わらず、該当する経費を減額した上で、市へ請求すること。また、不用額の全部もしくは一部がすでに支払い済の場合には、市からの請求に基づき、速やかに返還すること。
- （5）市は、受託者の提案した業績評価指標が大幅に悪化する場合や業務の達成が見込め

ない場合には、委託料の減額・返還を求めることができるものとする。

11 その他

- (1) 本業務により、作成、補正、改編された記録等の著作権は市に帰属する。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 個人情報を取り扱うときは、法令等の規定に基づき、適切に処理すること。
- (4) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については市に帰属する。
- (5) 対象経費等の詳細については、本業務の委託契約を締結する際に別途協議する。
- (6) 本仕様書に記載の無い事項については、市と受託者で協議の上、これを定めるものとする。
- (7) その他、業務の実施に際しては市の指示に従うこと。